

令和6年第2回定例会(6月)議決結果

第2回定例会が令和6年6月6日から17日までの12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など14議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

(可決 満場一致)

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令などの一部を改正する政令の施行に伴い、条例で規定する当該法律などの引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正するものです。

●芦屋町地方創生推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・評価・検証などを行う本委員会に、新たにデジタル分野に精通する有識者などを加えるため、現行の10人以内から12人以内で組織できるよう、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

こども基本法の施行に伴い、本会議をこれまでの子ども・子育て支援に関する施策を含め、こども施策を適正かつ円滑に推進するための機関として位置付けるため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

【予 算】

●令和6年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ2億 8,300 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国からの助成金などを計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額しています。

歳出＝ 令和6年9月からの給食費無償化実施に伴い、給食センター特別会計への繰出金を増額計上するとともに、総合運動公園中央グラウンド改修工事設計委託に係る費用などを計上しています。

●令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

9月からの給食費の無償化に伴うもので、歳入において、繰入金を1,424万1,000円増額計上し、給食費収入を同額減額計上するものです。

●令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

資本的支出＝ 借地している競走事業用地の一部を取得するため、資産購入費を3,350万円増額計上するものです。

●令和6年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(可決 満場一致)

収益的支出＝ 幸町排水樋管開閉機取替工事費を530万円増額計上するものです。

【契 約】

●タウンバス車両購入契約の締結

(可決 満場一致)

タウンバスの車両について、請負契約を締結します。

【人 事】

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、田中信代氏を推薦します。

氏 名 田中 信代
生年月日 昭和 30 年 6 月 22 日
住 所 芦屋町大字山鹿

【その他】

●町道路線の廃止

(可決 満場一致)

福岡県の西祇園橋の架け替え事業に伴い、町道高浜町1号線の一部区間が道路法上の道路としての機能を損失し、町道路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

●町道路線の認定

(可決 満場一致)

上記町道路線の廃止に伴い、始点を変更する町道路線を再認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法などの一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法などの一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

【報告】

●令和5年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告

芦屋東小学校校舎大規模改修事業について繰越額が決定したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和5年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

緑ヶ丘団地改善事業、町有地法面崩落対策工事ほか9事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告

2階スタンド改修工事、駐車場排水管工事及び2階スタンド改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第 26 条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和5年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告

家屋事後調査業務委託、浄化センター汚泥処理設備改築工事委託、浄化センター自家発電設備改築工事委託、浄化センター他ストックマネジメント調査、全体計画見直し業務委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第 26 条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅の家賃滞納者に対し、滞納家賃の支払い等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告

町営住宅で発生した漏水事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。